

⑤

更生欠損金の損金算入及び民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表七(二) 平三十・四・一以後終了事業年度分

更生欠損金の損金算入に関する明細						
債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	1	円	適用年度終了の時における前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額	8	円
	私財提供を受けた金銭の額	2		当期控除額	9	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	3		((7)と(8)のうち少ない金額)		
	資産の評価益の総額	4		欠損金額	10	
	資産の評価損の総額	5		(25の計)		
	純評価益の額 (4) - (5) (マイナスの場合は0)	6		差引欠損金額	11	
	計 (1) + (2) + (3) + (6)	7		((8) - (10))		
			欠損金額からしないものとする金額 (9) - (11) (マイナスの場合は0)	12		
民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入に関する明細						
債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	13	円	適用年度終了の時における前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額	19	円
	私財提供を受けた金銭の額	14		所得金額差引計 (別表四「39の①」)	20	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	15		当期控除額 (18)、(19)と(20)のうち少ない金額)	21	
	資産の評価益の総額 (別表十四(一)「13」)	16		欠損金額	22	
	資産の評価損の総額 (別表十四(一)「24」)	17		(25の計)		
	計 (13) + (14) + (15) + (16) - (17)	18		差引欠損金額 (19) - (22)	23	
			欠損金額からしないものとする金額 (21) - (23) (マイナスの場合は0)	24		
控除未済欠損金額の調整						
発生事業年度	調整前の控除未済欠損金額	欠損金額からしないものとする金額 (当該発生事業年度の(25)と((12)又は(24)) - 当該発生事業年度前の(26)の合計額のうち少ない金額)		差引控除未済欠損金額 (25) - (26)		
	25	26	27			
・	円	円	円			
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
計						

別表七（二）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が法第59条第1項又は第2項（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入）（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条第1項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含み、法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合（措置法第67条の5の2第1項（中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定の適用を受ける場合を含みます。）に記載します。
- 2 「適用年度終了の時における前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額8」又は「適用年度終了の時における前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額19」の各欄には、当期の別表五(一)の「期首現在利益積立金額①」の「差引合計額31」に記載されるべき金額がマイナス（△）である場合のその金額を記載します。

ただし、その金額が、別表七(一)の「3の計」に記載されるべき金額に満たない場合には、その記載されるべき金額を記載します。
- 3 「調整前の控除未済欠損金額25」は、次によります。
 - (1) 当該事業年度が法第57条第2項若しくは第4項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）又は第58条第2項（青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し）の規定の適用を受ける事業年度である場合には、別表七(一)付表一「3」の金額を記載します。
 - (2) 当該事業年度が法第57条第6項に規定する承認の取消し等の場合の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度である場合（(1)に該当する場合を除きます。）には、同項の規定により当該法人の欠損金額とみなされる法第81条の9第6項（連結欠損金の繰越し）に規定する連結欠損金個別帰属額を記載します。
 - (3) 当該事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額（欠損金額とみなされたものを含みます。）のうち、法第57条第9項又は第58条第4項の規定によりないものとされる欠損金額及び当該法人が法第57条の2第1項（特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用）に規定する欠損等法人である場合における同項に規定する適用事業年度前の各事業年度において生じた同項に規定する欠損金額は、記載しません。